

議案第 22 号

平成 26 年度鳩山町浄化槽設置管理事業特別会計補正予算（第 2 号）

平成 26 年度鳩山町浄化槽設置管理事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 11,650 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 26,031 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は「第 2 表 地方債補正」による。

平成 27 年 3 月 2 日提出

埼玉県比企郡鳩山町長

小 峰 孝



第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		3,675	△1,953	1,722
	1 分担金	3,675	△1,953	1,722
3 国庫支出金		7,690	△3,486	4,204
	1 国庫補助金	7,690	△3,486	4,204
4 県支出金		4,000	△1,620	2,380
	1 県補助金	4,000	△1,620	2,380
5 繰入金		609	1,009	1,618
	1 繰入金	609	1,009	1,618
8 町債		12,500	△5,600	6,900
	1 町債	12,500	△5,600	6,900
歳入	合計	37,681	△11,650	26,031

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 施設整備費		27,928	△11,650	16,278
	1 施設整備費	27,928	△11,650	16,278
歳 出	合 計	37,681	△11,650	26,031

第 2 表 地 方 債 補 正

変更

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後				
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	
下水道事業債	12,500	普通貸借 (証書借入) 又は 証券発行	5.0 % 以 内(ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる政府 資金及び地 方公共団体 金融機構資 金につい て、利率の 見直しを行 った後にお いては、当 該見直し後 の利率)	政府資金、そ の他の金融機関 の資金について はその融資条件 による。 ただし、財政 等の都合により 据置期間及び償 還期限を短縮 し、若しくは繰 上償還又は低利 に借り換えるこ とができる。	6,900				補正前に同じ

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金	3,675	△1,953	1,722
3 国庫支出金	7,690	△3,486	4,204
4 県支出金	4,000	△1,620	2,380
5 繰入金	609	1,009	1,618
8 町債	12,500	△5,600	6,900
歳入合計	37,681	△11,650	26,031

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
3 施設整備費	27,928	△11,650	16,278	△5,106	△5,600	△1,953	1,009
歳出合計	37,681	△11,650	26,031	△5,106	△5,600	△1,953	1,009

2 歳 入

(款) 1 分担金及び負担金

(項) 1 分 担 金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1浄化槽設置費分 担金	3,675	△1,953	1,722	1浄化槽設置費分 担金	△1,953	○浄化槽設置費分担金 当初の設置予定25基に対し、実際の設置基数が14基と なったことによる減額
計	3,675	△1,953	1,722			

(款) 3 国庫支出金

(項) 1 国庫補助金

1浄化槽設置整備 事業費補助金	7,690	△3,486	4,204	1浄化槽設置整備 事業費補助金	△3,486	○浄化槽設置整備事業費補助金 当初の設置予定25基に対し、実際の設置基数は14基の うち補助基数13基となったことによる減額
計	7,690	△3,486	4,204			

(款) 4 県支出金

(項) 1 県補助金

1浄化槽整備事業 費奨励補助金	4,000	△1,620	2,380	1浄化槽整備事業 費奨励補助金	△1,620	○浄化槽整備事業費奨励補助金 浄化槽転換促進奨励するため、当初の配管費15基、 処分費10基の見込みに対し、実施したのは配管費 9基、処分費6基となったことによる減額
計	4,000	△1,620	2,380			

(款) 5 繰 入 金		(項) 1 繰 入 金			(単位：千円)	
目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1一般会計繰入金	609	1,009	1,618	1一般会計繰入金	1,009	○一般会計繰入金 国庫補助金の年度間調整により、起債借入れが減額になったこと等から増額
計	609	1,009	1,618			

(款) 8 町 債		(項) 1 町 債				
1下水道債	12,500	△5,600	6,900	1浄化槽市町村設置整備事業債	△5,600	○浄化槽市町村設置整備事業債 施設整備対象事業費（標準工事費）に対し17/30以内で借入れる起債
計	12,500	△5,600	6,900			

3 歳 出

(款) 3 施設整備費

(項) 1 施設整備費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国 支出	県 金	地方債					その他
1浄化槽整備費	27,928	△11,650	16,278	△5,106	△5,600	△1,953	1,009	15 工事請負費	△10,030	浄化槽設置工事	△10,030
				(国) 浄化槽設置整備事業費補助金		△3,486		19 負担金、補助及び交付金	△1,620	補助金 浄化槽転換促進奨励補助金	△1,620 △1,620
				(県) 浄化槽整備事業費奨励補助金		△1,620					
				(地) 浄化槽市町村設置整備事業債		△5,600					
				(分) 浄化槽設置費分担金		△1,953					
計	27,928	△11,650	16,278	△5,106	△5,600	△1,953	1,009				